

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担減免を2013年4月以降も継続を求める意見書

東日本大震災により被災した国保と後期高齢者医療制度の被保険者等に対する医療費の一部負担金免除の「特例措置」は2012年9月30日で打ち切られました。

2012年10月以降は各保険で規定されている災害等による減免への財政措置での対応となり、国の財政支援は10割から8割に削減され、残る2割を被災自治体が負担し、2013年3月31日まで減免を行うことになりました。

一方、協会けんぽに加入する被災者に対する医療費の一部負担金免除は9月30日で打ち切られました。また、国保・後期高齢者医療制度の保険料免除も打ち切れ、10月から保険料負担が発生しています。

被災地では、雇用確保や生活再建が進まない中で、生活環境の変化による体調の悪化、介護や支援が必要となる被災者もおり、医療の一部負担金免除が区切られては安心して医療機関に受診できないだけでなく、復旧・復興はますます遠ざかるばかりです。

つきましては、下記事項を要望し、国の責任で、生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を2013年3月末日で区切らず継続することを求めます。

記

1. 国保・後期高齢者医療の被保険者等の医療費一部負担の免除措置は、2013年4月1日以降国の全額負担で継続すること。
2. 協会けんぽに加入する被災者の医療費一部負担金の免除を国の全額負担で再開すること。
3. 2012年10月以降の医療費一部負担を免除した自治体の負担分を国の責任で全額補てんすること。
4. 被災者の国保・後期高齢者医療保険料の減免を2012年10月に遡及して国の全額負担で再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月13日

宮城県大河原町議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 平田 健二 殿

内閣総理大臣	野田	佳彦	殿
財務大臣	城島	光力	殿
厚生労働大臣	三井	辨雄	殿
復興大臣	平野	達男	殿